

雫石町農地賃借料情報

平成 21 年の農地法の改正に伴い従来の標準小作料制度が廃止となりました。今後はこれに代わるものとして、改正農地法第 52 条の規定に基づき過去 1 年間に実際に締結（公告）された賃借料を取りまとめた農地賃貸借水準を提供することとなりました。

令和 3 年 1 月から令和 3 年 12 月までに締結（公告）された賃貸借における賃借料水準（10a 当り）は以下のとおりとなっております。

◆ご注意ください

賃借料情報（実績金額）は、過去に締結（公告）された賃借料を整理（集計）したもので、締結（公告）年や締結件数により変動します。

このため、実際に賃借料を決める場合には、土地条件等（収穫量、ほ場条件、土地改良費など）に応じて、貸し手、借り手の両者でよく協議したうえで決定してください。

この「賃借料情報」は実勢の集計値であり、拘束力はありません。

令和 4 年 2 月 22 日

雫石町農業委員会

1. 田の部

（単位：円、筆）

地域名	平均額	最高額	最低額	データ数	備考
町全域	8,400	15,000	1,000	464	
雫石	10,700	12,000	5,200	128	
御所	7,900	15,000	1,000	131	
西山	7,800	12,000	3,000	154	
御明神	6,000	10,000	1,500	51	

2. 畑の部

（単位：円、筆）

地域名	平均額	最高額	最低額	データ数	備考
町全域	4,000	5,000	1,500	12	
雫石	5,000	5,000	5,000	3	
御所	8,000	15,000	1,000	2	※5 R1
西山	4,800	5,000	4,000	6	※6
御明神	1,500	1,500	1,500	3	※6

※1 データ数は、集計に用いた筆数です。（使用貸借は含んでおりません）

※2 賃借料を物納支給（水稻）としている場合は、60 kg 当り 9,500 円に換算しています。

※3 金額は、算出結果を四捨五入し 100 円単位としています。

※4 「町全域」の平均額は、各区分の平均値（四捨五入前）をデータ数により加重平均した値です。

※5 前年中に御所地区において参考可能な畑の賃貸借契約がないため、直近の情報を載せています。（「町全域」の平均額には含んでおりません）

※6 西山、御明神地区の畑の金額は、田と一体で賃貸借契約が行われたものを含んでいます。（参考：R2 の平均額 西山地区 8,200 円、御明神地区 7,000 円）